

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第75号

市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和28年岩手県条例第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の100</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 [略]</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第30条 [略]</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用</p>

短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の48.75</u> を乗じて得た額の総額 3～5 [略]	短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の51.25</u> を乗じて得た額の総額 3～5 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	263,300	289,600	312,400	337,900
	2	185,900	233,200	264,400	291,300	314,100	339,800
	3	187,100	234,700	265,400	292,800	315,800	341,600
	4	188,200	236,300	266,400	294,300	317,300	343,400
	5	189,300	237,800	267,400	295,800	318,800	345,100
	6	191,000	239,300	268,400	297,300	320,100	346,900
	7	192,600	240,800	269,400	298,700	321,400	348,500
	8	194,200	242,300	270,400	300,100	322,700	350,200
	9	195,800	243,800	271,500	301,300	324,000	351,800
	10	197,600	245,300	272,500	302,800	325,900	353,500
	11	199,200	246,700	273,500	304,300	327,700	355,100
	12	200,800	248,100	274,500	305,700	329,400	356,800
	13	202,400	249,400	275,500	307,200	331,100	358,300
	14	204,100	250,700	276,500	308,300	332,800	360,000
	15	205,800	252,000	277,500	309,300	334,600	361,600
	16	207,500	253,200	278,600	310,500	336,300	363,200
	17	208,800	254,400	279,700	311,700	337,900	364,900
	18	210,500	255,400	281,000	313,300	339,600	366,700
	19	212,100	256,500	282,300	315,000	341,300	368,200
20	213,600	257,600	283,500	316,600	342,900	369,800	

21	215,100	258,600	284,800	318,100	344,500	371,200
22	216,700	259,600	286,100	319,700	346,100	372,800
23	218,300	260,700	287,400	321,300	347,700	374,500
24	220,000	261,700	288,600	323,000	349,200	376,000
25	221,600	262,700	289,700	324,500	350,600	377,900
26	223,300	263,600	290,900	326,200	352,400	379,800
27	224,600	264,500	292,200	327,800	354,000	381,700
28	225,900	265,300	293,500	329,400	355,600	383,600
29	227,300	266,100	294,900	330,800	356,800	385,100
30	228,400	266,900	295,900	332,600	358,300	386,900
31	229,500	267,700	296,900	334,300	359,800	388,600
32	230,600	268,600	298,000	335,900	361,400	390,200
33	231,700	269,300	299,100	337,100	363,100	391,900
34	232,800	270,100	300,300	339,000	364,900	393,300
35	233,900	270,900	301,500	340,800	366,600	394,800
36	235,100	271,700	302,700	342,400	368,300	396,200
37	236,200	272,400	303,900	343,900	369,700	397,600
38	237,200	273,200	305,200	345,500	371,000	398,800
39	238,200	273,900	306,500	347,100	372,300	400,000
40	239,100	274,700	307,800	348,700	373,700	401,000
41	240,000	275,300	309,100	350,500	374,800	402,100
42	240,900	276,100	310,500	352,300	375,700	403,300
43	241,700	276,900	311,800	354,100	376,700	404,400
44	242,500	277,600	313,100	355,900	377,800	405,600
45	243,300	278,300	314,400	357,400	378,600	406,300
46	243,900	279,000	315,700	358,800	379,500	407,000
47	244,500	279,700	317,000	360,200	380,400	407,700
48	245,100	280,500	318,200	361,700	381,200	408,400
49	245,700	281,200	319,100	363,200	382,000	408,800

50	246,300	281,900	320,400	364,000	382,900	409,400
51	246,900	282,600	321,700	365,000	383,700	409,900
52	247,400	283,300	323,000	366,000	384,400	410,300
53	247,900	283,900	324,200	366,900	385,100	410,700
54	248,300	284,600	325,500	368,000	385,800	410,900
55	248,700	285,200	326,700	368,900	386,500	411,200
56	249,000	285,900	328,000	369,900	387,200	411,500
57	249,300	286,500	329,300	370,800	387,700	411,800
58	249,600	287,300	330,400	371,600	388,300	412,100
59	249,900	287,900	331,500	372,300	388,900	412,400
60	250,200	288,600	332,600	372,900	389,600	412,700
61	250,500	289,200	333,300	373,300	390,000	412,900
62	250,800	289,900	334,200	373,900	390,600	413,200
63	251,100	290,500	334,900	374,600	391,200	413,500
64	251,400	291,000	335,700	375,300	391,700	413,800
65	251,700	291,500	336,500	375,600	392,100	414,100
66	252,000	292,100	336,900	376,300	392,700	414,400
67	252,400	292,600	337,600	377,000	393,300	414,700
68	252,700	293,200	338,300	377,600	393,900	415,000
69	253,000	293,800	339,100	377,900	394,300	415,200
70	253,300	294,300	339,800	378,400	394,800	415,500
71	253,600	294,900	340,500	379,000	395,300	415,800
72	253,900	295,500	341,100	379,600	395,900	416,200
73	254,200	296,000	341,600	379,900	396,200	416,400
74	254,500	296,500	342,200	380,500	396,600	416,700
75	254,800	296,900	342,700	381,200	397,000	417,000
76	255,100	297,200	343,300	381,800	397,400	417,200
77	255,400	297,400	343,600	382,300	397,700	417,400
78	255,700	297,700	344,100	382,800	398,000	

79	256,000	297,900	344,500	383,400	398,300
80	256,300	298,200	344,900	383,900	398,500
81	256,600	298,400	345,300	384,400	398,700
82	257,000	298,600	345,800	385,000	399,000
83	257,300	298,900	346,300	385,500	399,300
84	257,600	299,100	346,800	385,800	399,500
85	257,900	299,400	347,100	386,200	399,700
86	258,200	299,700	347,500	386,700	400,000
87	258,500	300,000	347,900	387,100	400,300
88	258,800	300,300	348,400	387,500	400,500
89	259,100	300,600	348,700	387,900	400,700
90	259,400	300,900	349,100	388,400	401,000
91	259,700	301,200	349,500	388,800	401,300
92	260,000	301,600	349,900	389,200	401,500
93	260,300	301,800	350,100	389,500	401,700
94		302,000	350,500	390,000	402,000
95		302,300	350,900	390,400	402,300
96		302,700	351,300	390,800	402,500
97		303,000	351,500	391,100	402,700
98		303,300	351,900	391,600	
99		303,700	352,300	392,000	
100		304,100	352,600	392,400	
101		304,300	352,900	392,700	
102		304,600	353,300		
103		304,900	353,700		
104		305,200	354,100		
105		305,400	354,600		
106		305,700	355,000		
107		306,000	355,400		

108			306,300	355,800			
109			306,500	356,300			
110			306,900	356,700			
111			307,300	357,000			
112			307,600	357,300			
113			307,800	357,800			
114			308,000				
115			308,300				
116			308,700				
117			308,900				
118			309,100				
119			309,400				
120			309,700				
121			310,100				
122			310,300				
123			310,600				
124			310,900				
125			311,200				
定年前再任用短時間勤務職員		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円
	1	201,300	222,200	300,500	326,500	417,200
	2	203,600	224,600	302,300	328,600	418,800
	3	205,900	227,100	304,200	330,700	420,300
	4	208,100	229,500	306,000	332,900	421,700
	5	210,300	231,900	307,800	334,900	423,000
	6	212,700	234,300	309,600	337,000	424,400
	7	214,900	236,700	311,500	339,100	425,800
	8	217,100	239,200	313,200	341,200	427,200
	9	219,300	241,600	314,900	343,300	428,700
	10	221,500	243,200	316,700	345,400	430,100
	11	223,700	244,800	318,500	347,500	431,500
	12	226,000	246,500	320,400	349,500	432,800
	13	228,200	248,100	322,300	351,600	434,100
	14	230,300	249,600	324,100	353,100	435,500
	15	232,400	251,000	325,900	354,600	436,900
	16	234,500	252,400	327,600	356,100	438,300
	17	236,700	253,800	329,300	357,500	439,500
	18	238,500	255,100	331,200	359,000	440,900
	19	240,200	256,300	333,100	360,400	442,100
	20	241,900	257,500	335,000	361,800	443,400
	21	243,600	258,900	336,800	363,200	444,500
	22	245,000	260,100	338,900	364,500	445,600
	23	246,300	261,400	340,700	365,900	446,800
	24	247,600	262,800	342,500	367,200	448,000
	25	248,800	264,100	344,200	368,400	449,300
	26	249,900	266,000	346,000	369,700	450,600
	27	251,000	267,800	347,600	370,900	451,600
28	252,100	269,600	349,200	372,200	452,700	

29	253,400	271,300	350,800	373,400	453,900
30	254,700	273,600	352,100	374,600	454,700
31	255,900	275,800	353,400	375,800	455,500
32	257,100	278,000	354,600	376,900	456,400
33	258,200	280,200	355,900	378,000	457,300
34	259,400	282,500	357,300	379,300	457,800
35	260,700	284,700	358,700	380,500	458,300
36	261,900	286,800	360,100	381,600	458,800
37	263,100	288,800	361,400	382,700	459,300
38	264,300	290,800	362,800	383,900	
39	265,500	292,700	364,200	385,100	
40	266,700	294,500	365,500	386,200	
41	267,900	296,300	366,800	387,400	
42	269,100	298,200	368,300	388,600	
43	270,200	300,100	369,600	389,800	
44	271,300	301,800	370,900	390,900	
45	272,300	303,500	372,200	392,000	
46	273,100	305,300	373,400	393,200	
47	273,900	307,000	374,600	394,400	
48	274,700	308,700	375,900	395,600	
49	275,500	310,300	377,100	396,900	
50	276,300	312,000	378,300	398,200	
51	277,000	313,800	379,500	399,400	
52	277,700	315,500	380,700	400,600	
53	278,500	316,900	381,800	401,800	
54	279,300	318,800	383,000	403,100	
55	280,100	320,600	384,200	404,100	
56	280,800	322,300	385,500	405,200	
57	281,500	324,000	386,600	406,500	

58	282,400	326,000	387,900	407,700
59	283,200	327,700	389,200	408,900
60	283,900	329,400	390,400	410,100
61	284,500	331,100	391,300	411,200
62	285,200	333,000	392,500	412,200
63	285,900	334,800	393,500	413,500
64	286,500	336,500	394,700	414,700
65	287,200	338,200	395,500	415,900
66	287,900	339,500	396,600	417,100
67	288,700	340,900	397,600	418,200
68	289,400	342,200	398,600	419,300
69	290,100	343,700	399,700	420,300
70	290,900	345,200	400,700	421,500
71	291,600	346,700	401,800	422,700
72	292,300	348,300	402,900	423,900
73	292,800	349,700	403,900	424,500
74	293,500	351,200	405,000	425,300
75	294,300	352,700	406,200	426,000
76	294,900	354,200	407,200	426,500
77	295,500	355,600	408,100	426,800
78	296,200	357,200	409,000	427,100
79	296,800	358,700	410,000	427,500
80	297,400	360,200	411,000	428,000
81	298,000	361,600	411,800	428,300
82	298,600	362,900	412,600	428,700
83	299,200	364,200	413,300	429,000
84	299,900	365,500	414,100	429,300
85	300,400	366,700	414,800	429,600
86	300,900	367,900	415,400	430,000

87	301,400	369,100	416,100	430,300
88	301,900	370,200	416,900	430,600
89	302,300	371,300	417,500	430,900
90	302,900	372,400	418,200	431,200
91	303,400	373,600	418,700	431,500
92	303,900	374,700	419,300	431,700
93	304,200	375,800	419,700	431,900
94	304,700	377,000	420,100	
95	305,200	378,100	420,400	
96	305,700	379,200	420,700	
97	306,100	380,200	420,900	
98	306,600	381,200	421,200	
99	307,100	382,100	421,500	
100	307,500	383,000	421,700	
101	307,900	383,900	421,900	
102	308,300	384,900	422,200	
103	308,700	385,800	422,500	
104	309,000	386,700	422,700	
105	309,200	387,500	422,900	
106	309,500	388,400	423,200	
107	309,800	389,300	423,500	
108	310,000	390,200	423,700	
109	310,200	391,000	423,900	
110	310,400	391,900	424,200	
111	310,700	392,800	424,500	
112	311,000	393,900	424,700	
113	311,200	394,500	424,900	
114	311,400	395,400	425,200	
115	311,600	396,300	425,500	

116	311,900	397,200	425,700
117	312,200	398,000	425,900
118	312,400	398,700	
119	312,700	399,500	
120	313,000	400,300	
121	313,200	400,900	
122	313,400	401,600	
123	313,600	402,300	
124	313,900	402,900	
125	314,200	403,500	
126		404,200	
127		404,800	
128		405,400	
129		406,000	
130		406,600	
131		407,100	
132		407,600	
133		407,900	
134		408,200	
135		408,500	
136		408,800	
137		409,100	
138		409,400	
139		409,700	
140		410,000	
141		410,300	
142		410,600	
143		410,900	
144		411,200	

145			411,400			
146			411,700			
147			412,000			
148			412,200			
149			412,400			
150			412,700			
151			413,000			
152			413,200			
153			413,400			
154			413,700			
155			414,000			
156			414,200			
157			414,400			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円	円	円	円	円	円
	231,700	278,400	306,100	332,900	415,500	

- 備考1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。
- 2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再	1	円 189,900	円 229,000	円 260,500	円 280,800

任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	2	192,000	230,400	261,700	281,600
	3	194,100	231,700	262,800	282,400
	4	196,200	233,000	263,900	283,200
	5	198,300	234,200	265,000	284,000
	6	200,300	235,300	265,800	284,900
	7	202,300	236,300	266,600	285,700
	8	204,100	237,300	267,500	286,400
	9	205,900	238,500	268,300	287,100
	10	207,800	239,700	269,100	287,800
	11	209,700	241,000	269,900	288,500
	12	211,900	242,300	270,700	289,300
	13	213,600	243,700	271,500	290,100
	14	215,600	244,900	272,300	290,900
	15	217,800	246,200	273,200	291,800
	16	219,900	247,500	274,000	292,500
	17	222,000	248,700	274,800	293,200
	18	223,200	249,900	275,600	294,300
	19	224,300	251,100	276,400	295,400
	20	225,400	252,300	277,200	296,600
	21	226,500	253,400	278,000	297,900
	22	227,400	254,300	278,800	299,100
	23	228,300	255,200	279,600	300,300
	24	229,300	256,000	280,400	301,500
	25	230,200	256,800	281,300	302,700
	26	231,100	257,600	282,200	303,900
	27	232,000	258,400	283,100	305,200
	28	232,900	259,200	283,900	306,400
	29	233,800	260,000	284,700	307,600
	30	234,700	260,800	285,600	308,800

31	235,600	261,700	286,500	309,900
32	236,600	262,500	287,400	311,100
33	237,400	263,300	288,200	312,500
34	238,200	264,100	289,300	313,700
35	239,000	264,800	290,300	314,900
36	239,800	265,600	291,300	316,100
37	240,600	266,600	292,300	317,300
38	241,400	267,300	293,400	318,400
39	242,200	268,200	294,500	319,600
40	243,100	269,000	295,500	320,900
41	243,700	269,800	296,500	322,100
42	244,300	270,600	297,500	323,400
43	244,900	271,400	298,500	324,700
44	245,400	272,200	299,500	325,900
45	245,900	272,900	300,600	326,800
46	246,500	273,700	301,800	328,000
47	247,000	274,500	302,900	329,300
48	247,400	275,400	304,000	330,500
49	247,800	276,100	305,100	331,600
50	248,400	276,900	306,200	332,600
51	248,900	277,600	307,300	333,600
52	249,400	278,300	308,500	334,500
53	249,700	279,000	309,600	335,400
54	250,000	279,700	310,700	336,400
55	250,300	280,400	311,800	337,400
56	250,600	281,200	312,900	338,400
57	250,900	281,900	313,900	338,900
58	251,200	282,600	314,900	339,800
59	251,500	283,300	315,900	340,500

60	251,800	283,900	317,000	341,400
61	252,100	284,500	318,000	342,100
62	252,400	285,200	319,000	342,400
63	252,800	285,900	320,000	342,900
64	253,100	286,500	320,900	343,500
65	253,400	287,200	321,800	344,100
66	253,700	287,900	322,600	344,800
67	254,000	288,600	323,300	345,500
68	254,300	289,200	324,000	346,100
69	254,600	289,800	324,600	346,800
70	254,900	290,500	325,300	347,300
71	255,200	291,200	325,900	347,900
72	255,400	291,800	326,600	348,600
73	255,600	292,400	327,200	348,900
74	255,900	292,900	327,400	349,500
75	256,200	293,300	327,900	350,000
76	256,400	293,700	328,400	350,500
77	256,700	294,200	329,000	351,000
78	257,000	294,500	329,500	351,500
79	257,300	294,800	330,000	352,000
80	257,500	295,100	330,400	352,400
81	257,700	295,400	331,000	352,700
82	258,000	295,700	331,500	353,000
83	258,300	296,000	331,900	353,200
84	258,500	296,300	332,400	353,500
85	258,700	296,500	332,900	354,000
86		296,700	333,300	354,300
87		296,900	333,500	354,600
88		297,100	333,800	354,900

	89		297,500	334,200	355,300
	90		297,700	334,600	355,600
	91		297,900	334,900	355,900
	92		298,100	335,200	356,200
	93		298,500	335,500	356,600
	94		298,700	335,700	356,900
	95		298,900	336,100	357,200
	96		299,200	336,400	357,500
	97		299,500	336,700	357,800
	98		299,700	337,000	358,200
	99		299,900	337,300	358,600
	100		300,200	337,600	359,000
	101		300,500	337,800	359,600
	102		300,700	338,100	360,000
	103		300,900	338,400	360,400
	104		301,200	338,600	360,800
	105		301,500	338,800	361,300
	106			339,000	
	107			339,400	
	108			339,600	
	109			339,800	
	110			340,200	
	111			340,600	
	112			341,000	
	113			341,200	
定年前再任用短時		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
		円	円	円	円

間勤務職員	194,700	221,500	250,300	264,000
-------	---------	---------	---------	---------

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

改正前				改正後			
別表第6 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第31条関係）				別表第6 寒冷地手当の世帯等の区分及び支給額（第31条関係）			
支給地域の区分	世帯等の区分			支給地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員		世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員			扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
4級地	<u>17,800円</u>	<u>10,200円</u>	7,360円	4級地	<u>19,800円</u>	<u>11,400円</u>	8,200円
[略]				[略]			
[略]				[略]			
備考 改正部分は、下線の部分である。							

第2条 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	<p>(扶養手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第22条 [略]</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第27条第3項に規定する行政職8級職員等に相当するものとして県人事委員会規則で定める職員（以下「特定教育職4級職員」という。）にあつては、3,500円）、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第23条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を県教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至ったものがある場合  
(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であ

- 3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年岩手県条例第48号）第5条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員にあつては、3,500円）とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

第23条 削除

るときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある特定教育職4級職員が特定教育職4級職員以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第1項の規定による届出に係るものがある職員で特定教育職4級職員以外のものが特定教育職4級職員となった場合

(5) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第23条の2 [略]

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 3級地 100分の15

(4) 4級地 100分の12

(5) 5級地 100分の10

(6) 6級地 100分の6

(7) 7級地 100分の3

3 [略]

(住居手当)

第23条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第24条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（県人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして県人事委員会規則で定めるもの

2・3 [略]

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃（県人事委員会規則で定める職員で、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車その他の交通機関でその利用が県人事委

(地域手当)

第23条の2 [略]

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる地域手当の級地の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)・(2) [略]

(3) 3級地 100分の12

(4) 4級地 100分の8

(5) 5級地 100分の4

3 [略]

(住居手当)

第23条の4 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) [略]

(2) 第24条の2第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第26条の7において同じ。）が居住するための住宅（県人事委員会規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして県人事委員会規則で定めるもの

2・3 [略]

(通勤手当)

第24条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著

員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別急行料金その他県人事委員会規則で定める運賃（以下「特別運賃」という。）を負担することを常例とするものにあつては、当該特別運賃を含む。）又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）（運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、その額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を、55,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1（その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円）を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）。ただし、通勤に利用する交通機関の状況からみて特別の事情があると認められる職員として県人事委員会規則で定める職員（第3号において「特

しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）

(2)・(3) [略]

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第4項において「運賃等相当額」という。）

例職員』という。)にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円以下の場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額の算出の基礎となった運賃等相当額とし、1箇月当たりの運賃等相当額が60,000円を超える場合にあっては当該1箇月当たりの運賃等相当額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円)を60,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が60,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円)を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)とする。)

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額(以下この号において「合計額」という。))が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と55,000円との差額の2分の1(その差額の2分の1が20,000円を超えるときは、20,000円)を55,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額。ただし、特例職員にあっては、合計額が60,000円以下の場合にあっては前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額とし、合計額が60,000円を超える場合にあっては当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と60,000円との

(2) [略]

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して県人事委員会規則で定める区分に応じ、前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

差額の2分の1（その差額の2分の1が15,000円を超えるときは、15,000円）を60,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 第1項第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、高速自動車国道を利用し、その利用が県人事委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもので、その利用に係る料金を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項第3号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 高速自動車国道に係る通勤手当 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する料金の額の2分の1に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額が20,000円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

3 第1項第1号又は第3号に掲げる職員で県人事委員会規則で定めるもののうち、通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号及び次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、県人事委員会規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

(2) [略]

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

5 [略]

6 [略]

7 [略]

7 [略]

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他県人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により県人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。

(4) [略]

2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第28条の2 次条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

8 [略]

(子育て、介護等を行う職員の早出遅出勤務)

第26条の7 市町村教育委員会は、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する職員が、県人事委員会規則の定めるところにより、当該事由に基づき請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、県人事委員会規則の定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が子育て、介護等を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。次項において同じ。）をさせるものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 配偶者、父母、子、配偶者の父母その他県人事委員会規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により県人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、当該要介護者を介護すること。

(4) [略]

2 [略]

(管理職員特別勤務手当)

第28条の2 次条第1項に規定する職にある職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、次条第1項に規定する職にある職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める額（同項の勤務に従事する時間等を考慮して県人事委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) [略]

4 [略]

(期末手当)

第29条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の71.25」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して県人事委員会規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において県人事委員会規則で定める額

(2) [略]

4 [略]

(期末手当)

第29条 [略]

2 [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第30条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、県教育委員会が県人事委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、県教育委員会が支給する勤勉手当の額の、県教育委員会に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手

<p>当の月額合計額を加算した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第31条の3 第7条第3項から第10項まで、<u>第22条、第23条、第25条の2、第25条の3及び第31条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第22条、<u>第23条</u>、第23条の4、第24条の2、第25条の2、第25条の3及び第31条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員には、適用しない。</p> <p>(扶養手当等の支給方法)</p> <p>第32条 <u>扶養手当</u>、<u>地域手当</u>、へき地手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。</p>	<p>当の月額合計額を加算した額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p> <p>第31条の3 第7条第3項から第10項まで<u>及び第22条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>2 第22条、第23条の4、第24条の2、第25条の2、第25条の3及び第31条の規定は、育児休業法第18条第1項の規定に基づき採用された職員には、適用しない。</p> <p>(地域手当等の支給方法)</p> <p>第32条 <u>地域手当</u>、へき地手当、超過勤務手当、休日給、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考 改正部分は、下線の部分である。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円
	1	184,800	231,700	267,400	301,300	324,000	358,300
	2	185,900	233,200	268,400	302,800	325,900	360,000
	3	187,100	234,700	269,400	304,300	327,700	361,600
	4	188,200	236,300	270,400	305,700	329,400	363,200
	5	189,300	237,800	271,500	307,200	331,100	364,900
	6	191,000	239,300	272,500	308,300	332,800	366,700
7	192,600	240,800	273,500	309,300	334,600	368,200	

8	194,200	242,300	274,500	310,500	336,300	369,800
9	195,800	243,800	275,500	311,700	337,900	371,200
10	197,600	245,300	276,500	313,300	339,600	372,800
11	199,200	246,700	277,500	315,000	341,300	374,500
12	200,800	248,100	278,600	316,600	342,900	376,000
13	202,400	249,400	279,700	318,100	344,500	377,900
14	204,100	250,700	281,000	319,700	346,100	379,800
15	205,800	252,000	282,300	321,300	347,700	381,700
16	207,500	253,200	283,500	323,000	349,200	383,600
17	208,800	254,400	284,800	324,500	350,600	385,100
18	210,500	255,400	286,100	326,200	352,400	386,900
19	212,100	256,500	287,400	327,800	354,000	388,600
20	213,600	257,600	288,600	329,400	355,600	390,200
21	215,100	258,600	289,700	330,800	356,800	391,900
22	216,700	259,600	290,900	332,600	358,300	393,300
23	218,300	260,700	292,200	334,300	359,800	394,800
24	220,000	261,700	293,500	335,900	361,400	396,200
25	221,600	262,700	294,900	337,100	363,100	397,600
26	223,300	263,600	295,900	339,000	364,900	398,800
27	224,600	264,500	296,900	340,800	366,600	400,000
28	225,900	265,300	298,000	342,400	368,300	401,000
29	227,300	266,100	299,100	343,900	369,700	402,100
30	228,400	266,900	300,300	345,500	371,000	403,300
31	229,500	267,700	301,500	347,100	372,300	404,400
32	230,600	268,600	302,700	348,700	373,700	405,600
33	231,700	269,300	303,900	350,500	374,800	406,300
34	232,800	270,100	305,200	352,300	375,700	407,000
35	233,900	270,900	306,500	354,100	376,700	407,700
36	235,100	271,700	307,800	355,900	377,800	408,400

37	236,200	272,400	309,100	357,400	378,600	408,800
38	237,200	273,200	310,500	358,800	379,500	409,400
39	238,200	273,900	311,800	360,200	380,400	409,900
40	239,100	274,700	313,100	361,700	381,200	410,300
41	240,000	275,300	314,400	363,200	382,000	410,700
42	240,900	276,100	315,700	364,000	382,900	410,900
43	241,700	276,900	317,000	365,000	383,700	411,200
44	242,500	277,600	318,200	366,000	384,400	411,500
45	243,300	278,300	319,100	366,900	385,100	411,800
46	243,900	279,000	320,400	368,000	385,800	412,100
47	244,500	279,700	321,700	368,900	386,500	412,400
48	245,100	280,500	323,000	369,900	387,200	412,700
49	245,700	281,200	324,200	370,800	387,700	412,900
50	246,300	281,900	325,500	371,600	388,300	413,200
51	246,900	282,600	326,700	372,300	388,900	413,500
52	247,400	283,300	328,000	372,900	389,600	413,800
53	247,900	283,900	329,300	373,300	390,000	414,100
54	248,300	284,600	330,400	373,900	390,600	414,400
55	248,700	285,200	331,500	374,600	391,200	414,700
56	249,000	285,900	332,600	375,300	391,700	415,000
57	249,300	286,500	333,300	375,600	392,100	415,200
58	249,600	287,300	334,200	376,300	392,700	415,500
59	249,900	287,900	334,900	377,000	393,300	415,800
60	250,200	288,600	335,700	377,600	393,900	416,200
61	250,500	289,200	336,500	377,900	394,300	416,400
62	250,800	289,900	336,900	378,400	394,800	416,700
63	251,100	290,500	337,600	379,000	395,300	417,000
64	251,400	291,000	338,300	379,600	395,900	417,200

65	251,700	291,500	339,100	379,900	396,200	417,400
66	252,000	292,100	339,800	380,500	396,600	
67	252,400	292,600	340,500	381,200	397,000	
68	252,700	293,200	341,100	381,800	397,400	
69	253,000	293,800	341,600	382,300	397,700	
70	253,300	294,300	342,200	382,800	398,000	
71	253,600	294,900	342,700	383,400	398,300	
72	253,900	295,500	343,300	383,900	398,500	
73	254,200	296,000	343,600	384,400	398,700	
74	254,500	296,500	344,100	385,000	399,000	
75	254,800	296,900	344,500	385,500	399,300	
76	255,100	297,200	344,900	385,800	399,500	
77	255,400	297,400	345,300	386,200	399,700	
78	255,700	297,700	345,800	386,700	400,000	
79	256,000	297,900	346,300	387,100	400,300	
80	256,300	298,200	346,800	387,500	400,500	
81	256,600	298,400	347,100	387,900	400,700	
82	257,000	298,600	347,500	388,400	401,000	
83	257,300	298,900	347,900	388,800	401,300	
84	257,600	299,100	348,400	389,200	401,500	
85	257,900	299,400	348,700	389,500	401,700	
86	258,200	299,700	349,100	390,000	402,000	
87	258,500	300,000	349,500	390,400	402,300	
88	258,800	300,300	349,900	390,800	402,500	
89	259,100	300,600	350,100	391,100	402,700	
90	259,400	300,900	350,500	391,600		
91	259,700	301,200	350,900	392,000		
92	260,000	301,600	351,300	392,400		
93	260,300	301,800	351,500	392,700		

94	302,000	351,900
95	302,300	352,300
96	302,700	352,600
97	303,000	352,900
98	303,300	353,300
99	303,700	353,700
100	304,100	354,100
101	304,300	354,600
102	304,600	355,000
103	304,900	355,400
104	305,200	355,800
105	305,400	356,300
106	305,700	356,700
107	306,000	357,000
108	306,300	357,300
109	306,500	357,800
110	306,900	
111	307,300	
112	307,600	
113	307,800	
114	308,000	
115	308,300	
116	308,700	
117	308,900	
118	309,100	
119	309,400	
120	309,700	
121	310,100	
122	310,300	

	123		310,600				
	124		310,900				
	125		311,200				
定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額						
	円	円	円	円	円	円	円
	193,700	221,400	262,300	282,200	297,500	323,400	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2 教育職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	201,300	222,200	322,300	351,600	439,500
	2	203,600	224,600	324,100	353,100	440,900
	3	205,900	227,100	325,900	354,600	442,100
	4	208,100	229,500	327,600	356,100	443,400
	5	210,300	231,900	329,300	357,500	444,500
	6	212,700	234,300	331,200	359,000	445,600
	7	214,900	236,700	333,100	360,400	446,800
	8	217,100	239,200	335,000	361,800	448,000
	9	219,300	241,600	336,800	363,200	449,300
	10	221,500	243,200	338,900	364,500	450,600
	11	223,700	244,800	340,700	365,900	451,600
	12	226,000	246,500	342,500	367,200	452,700
	13	228,200	248,100	344,200	368,400	453,900
	14	230,300	249,600	346,000	369,700	454,700
15	232,400	251,000	347,600	370,900	455,500	

16	234,500	252,400	349,200	372,200	456,400
17	236,700	253,800	350,800	373,400	457,300
18	238,500	255,100	352,100	374,600	457,800
19	240,200	256,300	353,400	375,800	458,300
20	241,900	257,500	354,600	376,900	458,800
21	243,600	258,900	355,900	378,000	459,300
22	245,000	260,100	357,300	379,300	
23	246,300	261,400	358,700	380,500	
24	247,600	262,800	360,100	381,600	
25	248,800	264,100	361,400	382,700	
26	249,900	266,000	362,800	383,900	
27	251,000	267,800	364,200	385,100	
28	252,100	269,600	365,500	386,200	
29	253,400	271,300	366,800	387,400	
30	254,700	273,600	368,300	388,600	
31	255,900	275,800	369,600	389,800	
32	257,100	278,000	370,900	390,900	
33	258,200	280,200	372,200	392,000	
34	259,400	282,500	373,400	393,200	
35	260,700	284,700	374,600	394,400	
36	261,900	286,800	375,900	395,600	
37	263,100	288,800	377,100	396,900	
38	264,300	290,800	378,300	398,200	
39	265,500	292,700	379,500	399,400	
40	266,700	294,500	380,700	400,600	
41	267,900	296,300	381,800	401,800	
42	269,100	298,200	383,000	403,100	
43	270,200	300,100	384,200	404,100	
44	271,300	301,800	385,500	405,200	

45	272,300	303,500	386,600	406,500
46	273,100	305,300	387,900	407,700
47	273,900	307,000	389,200	408,900
48	274,700	308,700	390,400	410,100
49	275,500	310,300	391,300	411,200
50	276,300	312,000	392,500	412,200
51	277,000	313,800	393,500	413,500
52	277,700	315,500	394,700	414,700
53	278,500	316,900	395,500	415,900
54	279,300	318,800	396,600	417,100
55	280,100	320,600	397,600	418,200
56	280,800	322,300	398,600	419,300
57	281,500	324,000	399,700	420,300
58	282,400	326,000	400,700	421,500
59	283,200	327,700	401,800	422,700
60	283,900	329,400	402,900	423,900
61	284,500	331,100	403,900	424,500
62	285,200	333,000	405,000	425,300
63	285,900	334,800	406,200	426,000
64	286,500	336,500	407,200	426,500
65	287,200	338,200	408,100	426,800
66	287,900	339,500	409,000	427,100
67	288,700	340,900	410,000	427,500
68	289,400	342,200	411,000	428,000
69	290,100	343,700	411,800	428,300
70	290,900	345,200	412,600	428,700
71	291,600	346,700	413,300	429,000
72	292,300	348,300	414,100	429,300

73	292,800	349,700	414,800	429,600
74	293,500	351,200	415,400	430,000
75	294,300	352,700	416,100	430,300
76	294,900	354,200	416,900	430,600
77	295,500	355,600	417,500	430,900
78	296,200	357,200	418,200	431,200
79	296,800	358,700	418,700	431,500
80	297,400	360,200	419,300	431,700
81	298,000	361,600	419,700	431,900
82	298,600	362,900	420,100	
83	299,200	364,200	420,400	
84	299,900	365,500	420,700	
85	300,400	366,700	420,900	
86	300,900	367,900	421,200	
87	301,400	369,100	421,500	
88	301,900	370,200	421,700	
89	302,300	371,300	421,900	
90	302,900	372,400	422,200	
91	303,400	373,600	422,500	
92	303,900	374,700	422,700	
93	304,200	375,800	422,900	
94	304,700	377,000	423,200	
95	305,200	378,100	423,500	
96	305,700	379,200	423,700	
97	306,100	380,200	423,900	
98	306,600	381,200	424,200	
99	307,100	382,100	424,500	
100	307,500	383,000	424,700	
101	307,900	383,900	424,900	

102	308,300	384,900	425,200
103	308,700	385,800	425,500
104	309,000	386,700	425,700
105	309,200	387,500	425,900
106	309,500	388,400	
107	309,800	389,300	
108	310,000	390,200	
109	310,200	391,000	
110	310,400	391,900	
111	310,700	392,800	
112	311,000	393,900	
113	311,200	394,500	
114	311,400	395,400	
115	311,600	396,300	
116	311,900	397,200	
117	312,200	398,000	
118	312,400	398,700	
119	312,700	399,500	
120	313,000	400,300	
121	313,200	400,900	
122	313,400	401,600	
123	313,600	402,300	
124	313,900	402,900	
125	314,200	403,500	
126		404,200	
127		404,800	
128		405,400	
129		406,000	
130		406,600	

	131		407,100			
	132		407,600			
	133		407,900			
	134		408,200			
	135		408,500			
	136		408,800			
	137		409,100			
	138		409,400			
	139		409,700			
	140		410,000			
	141		410,300			
	142		410,600			
	143		410,900			
	144		411,200			
	145		411,400			
	146		411,700			
	147		412,000			
	148		412,200			
	149		412,400			
	150		412,700			
	151		413,000			
	152		413,200			
	153		413,400			
	154		413,700			
	155		414,000			
	156		414,200			
	157		414,400			
定年 前再		基 準 給料月額				

任用 短時 間勤 務職 員	円	円	円	円	円
	231,700	278,400	306,100	332,900	415,500

備考1 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及びこれらに準ずるもので県人事委員会の指定するものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

2 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で県人事委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 医療職給料表（第6条関係）

職員 の区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員		円	円	円	円
	1	189,900	229,000	265,000	284,000
	2	192,000	230,400	265,800	284,900
	3	194,100	231,700	266,600	285,700
	4	196,200	233,000	267,500	286,400
	5	198,300	234,200	268,300	287,100
	6	200,300	235,300	269,100	287,800
	7	202,300	236,300	269,900	288,500
	8	204,100	237,300	270,700	289,300
	9	205,900	238,500	271,500	290,100
	10	207,800	239,700	272,300	290,900
	11	209,700	241,000	273,200	291,800
	12	211,900	242,300	274,000	292,500
	13	213,600	243,700	274,800	293,200
	14	215,600	244,900	275,600	294,300
	15	217,800	246,200	276,400	295,400
16	219,900	247,500	277,200	296,600	

17	222,000	248,700	278,000	297,900
18	223,200	249,900	278,800	299,100
19	224,300	251,100	279,600	300,300
20	225,400	252,300	280,400	301,500
21	226,500	253,400	281,300	302,700
22	227,400	254,300	282,200	303,900
23	228,300	255,200	283,100	305,200
24	229,300	256,000	283,900	306,400
25	230,200	256,800	284,700	307,600
26	231,100	257,600	285,600	308,800
27	232,000	258,400	286,500	309,900
28	232,900	259,200	287,400	311,100
29	233,800	260,000	288,200	312,500
30	234,700	260,800	289,300	313,700
31	235,600	261,700	290,300	314,900
32	236,600	262,500	291,300	316,100
33	237,400	263,300	292,300	317,300
34	238,200	264,100	293,400	318,400
35	239,000	264,800	294,500	319,600
36	239,800	265,600	295,500	320,900
37	240,600	266,600	296,500	322,100
38	241,400	267,300	297,500	323,400
39	242,200	268,200	298,500	324,700
40	243,100	269,000	299,500	325,900
41	243,700	269,800	300,600	326,800
42	244,300	270,600	301,800	328,000
43	244,900	271,400	302,900	329,300
44	245,400	272,200	304,000	330,500
45	245,900	272,900	305,100	331,600

46	246,500	273,700	306,200	332,600
47	247,000	274,500	307,300	333,600
48	247,400	275,400	308,500	334,500
49	247,800	276,100	309,600	335,400
50	248,400	276,900	310,700	336,400
51	248,900	277,600	311,800	337,400
52	249,400	278,300	312,900	338,400
53	249,700	279,000	313,900	338,900
54	250,000	279,700	314,900	339,800
55	250,300	280,400	315,900	340,500
56	250,600	281,200	317,000	341,400
57	250,900	281,900	318,000	342,100
58	251,200	282,600	319,000	342,400
59	251,500	283,300	320,000	342,900
60	251,800	283,900	320,900	343,500
61	252,100	284,500	321,800	344,100
62	252,400	285,200	322,600	344,800
63	252,800	285,900	323,300	345,500
64	253,100	286,500	324,000	346,100
65	253,400	287,200	324,600	346,800
66	253,700	287,900	325,300	347,300
67	254,000	288,600	325,900	347,900
68	254,300	289,200	326,600	348,600
69	254,600	289,800	327,200	348,900
70	254,900	290,500	327,400	349,500
71	255,200	291,200	327,900	350,000
72	255,400	291,800	328,400	350,500
73	255,600	292,400	329,000	351,000
74	255,900	292,900	329,500	351,500

75	256, 200	293, 300	330, 000	352, 000
76	256, 400	293, 700	330, 400	352, 400
77	256, 700	294, 200	331, 000	352, 700
78	257, 000	294, 500	331, 500	353, 000
79	257, 300	294, 800	331, 900	353, 200
80	257, 500	295, 100	332, 400	353, 500
81	257, 700	295, 400	332, 900	354, 000
82	258, 000	295, 700	333, 300	354, 300
83	258, 300	296, 000	333, 500	354, 600
84	258, 500	296, 300	333, 800	354, 900
85	258, 700	296, 500	334, 200	355, 300
86		296, 700	334, 600	355, 600
87		296, 900	334, 900	355, 900
88		297, 100	335, 200	356, 200
89		297, 500	335, 500	356, 600
90		297, 700	335, 700	356, 900
91		297, 900	336, 100	357, 200
92		298, 100	336, 400	357, 500
93		298, 500	336, 700	357, 800
94		298, 700	337, 000	358, 200
95		298, 900	337, 300	358, 600
96		299, 200	337, 600	359, 000
97		299, 500	337, 800	359, 600
98		299, 700	338, 100	360, 000
99		299, 900	338, 400	360, 400
100		300, 200	338, 600	360, 800
101		300, 500	338, 800	361, 300
102		300, 700	339, 000	
103		300, 900	339, 400	

	104		301,200	339,600
	105		301,500	339,800
	106			340,200
	107			340,600
	108			341,000
	109			341,200
定年前再任用短時間勤務職員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円 194,700	円 221,500	円 250,300
				円 264,000

備考 この表は、中学校、小学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員で県人事委員会規則で定めるものに適用する。

改正前		改正後																											
1	別表第5 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第31条関係）	別表第5 寒冷地手当の支給地域及びその区分（第31条関係）																											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡<u>田老町</u>、<u>新里村</u>及び川井村の区域に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>花巻市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	区 分	[略]	[略]	宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡 <u>田老町</u> 、 <u>新里村</u> 及び川井村の区域に限る。）		花巻市		[略]		[略]		<table border="1"> <thead> <tr> <th>支給地域</th> <th>区 分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡新里村及び川井村の区域に限る。）</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>大船渡市</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>花巻市</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	支給地域	区 分	[略]	[略]	宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡新里村及び川井村の区域に限る。）		<u>大船渡市</u>		花巻市		[略]		[略]		
支給地域	区 分																												
[略]	[略]																												
宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡 <u>田老町</u> 、 <u>新里村</u> 及び川井村の区域に限る。）																													
花巻市																													
[略]																													
[略]																													
支給地域	区 分																												
[略]	[略]																												
宮古市（平成17年6月5日における下閉伊郡新里村及び川井村の区域に限る。）																													
<u>大船渡市</u>																													
花巻市																													
[略]																													
[略]																													
	備考 この表に掲げる名称は、 <u>平成26年4月1日</u> における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないも	備考 この表に掲げる名称は、 <u>令和6年4月1日</u> における名称とし、同表に掲げる地域は、それらの名称を有するものの同日における区域を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域の変更によって影響されないも																											

	のとする。
<p>2 第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条の3 県教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>禁錮</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 県教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認</p>	<p>のとする。</p> <p>第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>(4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられたもの</p> <p>第29条の3 県教育委員会は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p> <p>(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について<u>拘禁刑</u>以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p> <p>(2) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 県教育委員会は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認</p>

<p>めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>	<p>めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>4～6 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第36号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 給与等条例第7条第6項及び第8項から第10項まで、<u>第22条、第23条、第25条の2、第25条の3並びに第31条並びに改正後の給与等条例第7条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない</u></p> <p>9 [略]</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>8 給与等条例第7条第6項及び第8項から第10項まで並びに第22条並びに改正後の給与等条例第7条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>9 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条（表2の項の改正部分を除く。）、第3条並びに附則第5項から第11項まで及び第14項の規定は令和7年4月1日から、第2条中表2の項の改正部分及び附則第13項の規定は同年6月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の市町村立学校職員の給与等に関する条例（以下この項及び附則第4項において「第1条改正後給与等条例」という。）別表第1から別表第3まで及び別表第6の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後給与等条例第29条第3項及び第30条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

(令和6年4月1日前の異動者の号給の調整)

- 令和6年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うこと

ができる。

(給与の内払)

4 第1条改正後給与等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の市町村立学校職員の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後給与等条例の規定による給与の内払とみなす。

(号給の切替え)

5 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において市町村立学校職員の給与等に関する条例(以下「給与等条例」という。)別表第1から別表第3までの給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給(次項及び同表において「新号給」という。)は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給(同表において「旧号給」という。)に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

6 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び県人事委員会の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、県人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条(表1の項の改正部分に限る。)の規定による改正後の給与等条例(次項において「第2条改正後給与等条例」という。)第22条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	支給する	支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年岩手県条例第48号)第5条第1項第1号に規定する行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものに相当するものとして県人事委員会規則で定める職員に対しては、支給しない
第2項	(5) 重度心身障害者	(5) 重度心身障害者 (6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
第3項	13,000円	11,500円
	とする	、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする

(令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置)

8 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、第2条改正後給与等条例第23条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、県人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分に応じて、100分の20を超えない範囲内で県人事委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、この項前段の地域手当の級地は、県人事委員会規則で定める。

(寒冷地手当に関する経過措置)

9 この項から附則第11項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 旧寒冷地等居住等職員 次に掲げる職員（給与等条例第1条に規定する職員をいう。以下この項及び附則第11項において同じ。）のいずれかに該当する職員であって、常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員（給与等条例第7条第11項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。次号及び第4号において同じ。）又は暫定再任用短時間勤務職員（市町村立学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例附則第2項に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。次号において同じ。）であるものをいう。

ア 第2条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正前の給与等条例別表第5の左欄に掲げる支給地域に居住する職員

イ 切替日の前日において給与等条例第31条第1項の知事が必要と認める職員に該当する職員

(2) 新寒冷地等居住等職員 給与等条例第31条第1項の規定により寒冷地手当が支給される職員であって、常勤の職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員であるものをいう。

(3) 特定旧寒冷地等居住等職員 旧寒冷地等居住等職員であって、新寒冷地等居住等職員でないものをいう。

(4) 継続特定旧寒冷地手当等居住等職員 基準日（給与等条例第31条第1項に規定する基準日をいい、その属する月が令和9年3月までのものに限る。以下同じ。）において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、切替日の前日から当該基準日の前日までの間、引き続き特定旧寒冷地等居住等職員であった者（再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第10条第2項に規定する暫定再任用職員をいう。以下この号において同じ。）をいう。附則第11項において同じ。）にあっては、切替日の前日に常勤の職員（暫定再任用職員を除く。同項において同じ。）であった者に限る。）をいう。

(5) みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地手当等居住等職員につき、給与等条例別表第5に規定する4級地をその支給地域の区分（給与等条例第31条第2項の支給地域の区分をいう。）と、基準日におけるその基準世帯等区分（当該者の切替日の前日以降における世帯等の区分（同項の世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。）のうち、給与等条例別表第6の4級地の項に掲げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。）をその世帯等の区分とそれぞれみなして、同条第2項の規定を適用したとしたならば算出される寒冷地手当の額をいう。

10 継続特定旧寒冷地手当等居住等職員に対しては、みなし寒冷地手当額が次の表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を超えることとなるときは、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の左欄に掲げる基準日の属する月の区分に応じ同表の右欄に定める額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和7年11月から令和8年3月まで	6,600円
-------------------	--------

令和8年11月から令和9年3月まで

13,200円

11 前項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等居住等職員である者のうち、切替日の前日において旧寒冷地等居住等職員であった者であって、切替日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等居住等職員又は特定旧寒冷地等居住等職員であったもの（同項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあつては、切替日の前日に常勤の職員であった者に限る。）に対しては、給与等条例第31条第1項及び第2項の規定にかかわらず、知事の定めるところにより、前項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

（県人事委員会規則への委任）

12 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、県人事委員会規則で定める。

（期末手当の支給を一時差し止める処分に関する経過措置）

13 第2条中表2の項の改正部分の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、同条（同項の改正部分に限る。）の規定による改正後の給与等条例第29条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部改正）

14 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例（平成11年岩手県条例第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1（第2条関係） [略] 6の4 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号） <u>第23条第1項の届出の受理並びに同条例に基づく扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの</u> [略]	別表第1（第2条関係） [略] 6の4 市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和28年岩手県条例第49号）に基づく扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び寒冷地手当の支給に関する事務で教育委員会規則で定めるもの [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附則別表 職員の号給の切替表（附則第5項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級

1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
10	6	2	2	1
11	7	3	3	1
12	8	4	4	1
13	9	5	5	1
14	10	6	6	2
15	11	7	7	3
16	12	8	8	4
17	13	9	9	5
18	14	10	10	6
19	15	11	11	7
20	16	12	12	8
21	17	13	13	9
22	18	14	14	10
23	19	15	15	11
24	20	16	16	12
25	21	17	17	13
26	22	18	18	14
27	23	19	19	15
28	24	20	20	16
29	25	21	21	17
30	26	22	22	18
31	27	23	23	19
32	28	24	24	20
33	29	25	25	21
34	30	26	26	22

35	31	27	27	23
36	32	28	28	24
37	33	29	29	25
38	34	30	30	26
39	35	31	31	27
40	36	32	32	28
41	37	33	33	29
42	38	34	34	30
43	39	35	35	31
44	40	36	36	32
45	41	37	37	33
46	42	38	38	34
47	43	39	39	35
48	44	40	40	36
49	45	41	41	37
50	46	42	42	38
51	47	43	43	39
52	48	44	44	40
53	49	45	45	41
54	50	46	46	42
55	51	47	47	43
56	52	48	48	44
57	53	49	49	45
58	54	50	50	46
59	55	51	51	47
60	56	52	52	48
61	57	53	53	49
62	58	54	54	50
63	59	55	55	51
64	60	56	56	52
65	61	57	57	53
66	62	58	58	54
67	63	59	59	55
68	64	60	60	56

69	65	61	61	57
70	66	62	62	58
71	67	63	63	59
72	68	64	64	60
73	69	65	65	61
74	70	66	66	62
75	71	67	67	63
76	72	68	68	64
77	73	69	69	65
78	74	70	70	
79	75	71	71	
80	76	72	72	
81	77	73	73	
82	78	74	74	
83	79	75	75	
84	80	76	76	
85	81	77	77	
86	82	78	78	
87	83	79	79	
88	84	80	80	
89	85	81	81	
90	86	82	82	
91	87	83	83	
92	88	84	84	
93	89	85	85	
94	90	86	86	
95	91	87	87	
96	92	88	88	
97	93	89	89	
98	94	90		
99	95	91		
100	96	92		
101	97	93		
102	98			

103	99			
104	100			
105	101			
106	102			
107	103			
108	104			
109	105			
110	106			
111	107			
112	108			
113	109			

イ 教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	特2級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4

21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	
39	27	27	
40	28	28	
41	29	29	
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	
52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	

55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	

89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ウ 医療職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給	
	3 級	4 級
1	1	1
2	1	1

3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	2
7	3	3
8	4	4
9	5	5
10	6	6
11	7	7
12	8	8
13	9	9
14	10	10
15	11	11
16	12	12
17	13	13
18	14	14
19	15	15
20	16	16
21	17	17
22	18	18
23	19	19
24	20	20
25	21	21
26	22	22
27	23	23
28	24	24
29	25	25
30	26	26
31	27	27
32	28	28
33	29	29
34	30	30
35	31	31
36	32	32

37	33	33
38	34	34
39	35	35
40	36	36
41	37	37
42	38	38
43	39	39
44	40	40
45	41	41
46	42	42
47	43	43
48	44	44
49	45	45
50	46	46
51	47	47
52	48	48
53	49	49
54	50	50
55	51	51
56	52	52
57	53	53
58	54	54
59	55	55
60	56	56
61	57	57
62	58	58
63	59	59
64	60	60
65	61	61
66	62	62
67	63	63
68	64	64
69	65	65
70	66	66

71	67	67
72	68	68
73	69	69
74	70	70
75	71	71
76	72	72
77	73	73
78	74	74
79	75	75
80	76	76
81	77	77
82	78	78
83	79	79
84	80	80
85	81	81
86	82	82
87	83	83
88	84	84
89	85	85
90	86	86
91	87	87
92	88	88
93	89	89
94	90	90
95	91	91
96	92	92
97	93	93
98	94	94
99	95	95
100	96	96
101	97	97
102	98	98
103	99	99
104	100	100

105	101	101
106	102	
107	103	
108	104	
109	105	
110	106	
111	107	
112	108	
113	109	